

出産・育児休業制度とならんで、家庭と仕事の両立と子どもの健全な発育のために重要な政策的役割を果たしているのが、コムーネと呼ばれる地方自治体による保育サービスである。スウェーデンの公的保育政策は、1944年に政府が保育所と幼稚園に補助金を支出することを認め、公的保育施設（保育所、幼稚園、学童保育所、家庭保育所の4種類）の制度化をはかることによって本格的なものになった。

その後、1960年代から1970年代にかけて、スウェーデン経済がめざましく発展し、女性の就業が急増するに伴い、保育サービスへの需要が高まり、量的および質的な保育サービスの供給不足が社会的関心事となり始めた。これを受け、1970年代以降スウェーデンの公的保育サービスは大きく拡充され、1977年に施行された「児童保育法(Child Care Act)」によって、すべての児童に就学前（6歳時）の1年間、保育所か幼稚園のいずれかに在籍することが保障され、コムーネは、該当する全児童を収容できるだけの保育施設を確保することが義務づけられた。この児童保育法は、1982年に「社会サービス法(Social Service Act)」が実施されるにあたって、他の児童福祉諸法と統合された。社会サービス法は、各コムーネに対し、その保育サービスの必要性を調査・評価し、それに応えるための計画を立てることを義務づけている。

この法に示されたガイドラインを基に、保育サービスは実施・運営されているが、1990年代に入り、中央政府の管理・監督を弱め、その権限を各コムーネに移譲する動きが活発化した。また、1992年以降深刻化した経済不況の影響もあり、コムーネによる保育サービスの量・質両面における差異が以前よりも大きくなつた。しかし1995年には、社会サービス法における保育サービスに関する条項が改正され、保育スタッフの訓練、保育施設、および児童数や構成などに関する規定が明確化された。その結果、コムーネは、親が就業・就学していれば、就学前児童には保育所もしくは家庭保育所における保育サービスを、また学童には学校の始業前と放課後に何らかの保育サービスを、供給する義務があることが定められた。また、コムーネは、親が希望する種類の保育サービスを、過度の遅延なしに供給する義務があることも定められている。

### (3) 現在の家族政策の内容

前項では、スウェーデンの家族政策の戦後の変遷をたどったが、ここでは、現在の政策の内容を詳しく説明する。スウェーデンの家族政策にはさまざまな構成要素があり、それを整理すると表9のようになる。前述したように、この中で中心的役割を果たしているのは、親保険、児童手当、そして保育サービスである。これらについては、歴史的経緯の説明の中でその内容についてもふれたため、現況の概説にとどめる。その他の項目については、その内容とともに、経緯についても補足的説明を加える。

#### a) 社会保険

まず、親保険について簡単に説明すると、出産に伴う親手当は、1999年現在、支給期間は15カ月で、支給額は最初の12カ月が収入の80%、残りの3カ月は最低保障額（1日60クローネ）である。この保険の行使期間は子どもが8歳になるまでであり、フルタイムで15カ月間休業することで消化することもできるが、一部（6カ月以上）をフルタイムの休暇で取得し、残りは子どもが8歳になるまでの間に、パートタイムの休暇を就業時間に応じて、1/4、1/3、1/2といった所得保障で期間を延長して取得することもできる。出産に伴う親手当の受給資格を得るための要件は、出産に先立って9カ月以上続けて雇用されていることであり、定率の所得保障を得るためにの要件は、出産予定日の8カ月前から1日60クローネ（最低保障額）を超える所得があることである。出産に先立って就業していなかった者には、親保険の受給資格はないが、最低保障額が15カ月間支給される。

臨時児童看護手当の受給期間は、子どもが病気やけがなどで看護が必要な場合は、子ども1人あたり年間120日までであり、通常子どもの世話をしている者が病気などで世話ができなくなったために親が看護する場合は、子ども1人あたり年間60日までである。この手当の所得保障割合は、1998年1月以降、所得の80%となっている。また、看護休暇は全日ではなく、3/4、1/2、1/4日の単位で取得することもできる。

スウェーデンの児童家庭に対する社会保険には、親保険の他に、妊娠手当と児童年金がある。妊娠手当は、妊娠のために従前の就業が不可能になり、また職場内での配置転換が不可能な場合、出産予定日の2カ月前から最大50日間、定率（1999年現在80%）の所得保障を得られる制度である。また、児童年金は（両）親と死別した18歳未満の児童に、親の年金の一部を支給するものである。

#### b) 各種手当

次に、各種手当に目を向けると、1999年現在の児童手当の基礎額は、16歳未満の児童1人あたり年間9,000クローネである。もし16歳未満の子どもが3人いれば、9%の多子加算が加わり、3人の子どもの児童手当の合計は、年額29,400クローネとなる。子ども数が4人ならば、多子加算率は27%となり、児童手当の合計は年額45,600クローネとなる。そして、子ども数が5人ならば、多子加算率は41%とさらに上昇するため、合計は年額63,600クローネとなる。もし16歳未満の子どもが6人以上いる場合は、子どもが1人増えるごとに、子ども1人あたり年額18,000クローネが加算される。なお、児童手当は非課税であり、課税対象となっている親保険からの所得保障とは、税制上異なった扱いを受けている。

次に、養育援助手当は、両親が同居していない18歳未満の子ども（養子を含む）を対象とするもので、支給額の上限は、1999年現在子ども1人あたり月額1,173クローネである。この手当は、（1）子どもと同居していない親が養育費を支払わないか、支払額が低すぎる、（2）子どもの父権（paternity）が特定できない、（3）親が死亡している

にもかかわらず、児童年金が支給されない、(4)子どもが片親による養子である、という場合に支給される。また、養育費を負担すべき親がいれば、その親は、養育援助手当の少なくとも一部を国に払い戻す義務があるが、その負担額は前年の課税所得を基準に決定される。もしこの負担額を支払うことが困難な場合、親は支払い期間の猶予もしくは減額を申請することができる。しかし、支払い猶予期間中（もしくは支払いが滞った場合）には、負担額に対して利子を含む債務が生じ、これは猶予期間終了後一定期間内に返済されねばならない。

スウェーデンの児童家庭を対象とした各種手当てには、住宅給付(housing benefits)が含まれるが、これには、児童のいる低所得家庭に対して国が支給する特別住宅給付と、コムューンが国の補助を得て有子家庭に支給する住宅給付の2種類がある。前者が生活保護の一環として創設されたのは1948年であるが、後者が始められたのは1972年のことである。前者は全額国庫支給であるため、給付額は子どもの数によって全国一律であり、1999年現在、子ども1人の家庭には月額600クローネ、2人の家庭には月額900クローネ、そして3人以上の家庭には月額1,200クローネが、それぞれ支給されている。一方、後者の有子家庭住宅給付は、コムューンにその裁量がまかされているため、支給額にばらつきがあるが、通常コムューンにおける家賃の最低と最高の幅を考慮して決められている。また、この2種類の住宅給付は、状況によって同時受給が可能である。

### c) 保育サービス

表10には、スウェーデンの保育サービスの種類と内容が示されている。現在のスウェーデンの保育サービスは、学齢前の児童を対象とした就学前学校(pre-school)と、学童を対象とする余暇センター(leisure-time center)、および家庭保育所(family day care)に大別される。就学前学校には、保育所(day care center)と、「時間制グループ(part-time group)」と呼ばれる幼稚園と、開放型就学前学校がある。

スウェーデン語でdaghemと呼ばれる保育所は、生後6カ月～6歳の児童を対象に、通常月曜から金曜の午前6時半から午後6時頃まで1年を通して開かれている。また、コムューンによっては、親のニーズによって延長保育や夜間保育が行われている。一方、コムューンの財政状態によっては、保育時間の短縮も行われている。また、保育所のクラス規模は平均15～17人で、最大24人である。各クラスには、就学前学校教員資格をもつ教諭を含めて、3人の保育スタッフが付くのが基準になっている。

就学前学校のもうひとつのタイプである幼稚園は、「時間制グループ(スウェーデン語でdeltidsgrupper)」と呼ばれ、4～6歳の児童を対象として、義務教育学校が開かれている期間のみ毎日午前(か午後)に3時間の保育を行う。したがって、時間制グループは学校休暇中は開かれない。クラス規模は約20人で、各クラスに2名の保育スタッフが配置されている。

スウェーデン語で *oppna forskola* と呼ばれる開放型就学前学校は、在宅で育児をしている親子、および家庭保育所の保育ママと児童を対象にして、週に 1 ~ 5 回、数時間ずつ開かれている。在宅で育児をするの親の多くは、親保険による育児休業中の母親であるが、スウェーデン女性の多くは就業しているため、1 日中家にいる者は少なく、また多世代同居の伝統がないため、日中話し相手になる年長の家族や友人がまわりにいないことが多い。このような状況の下では、在宅で育児をする親の社会的接触が不足しがちで、孤独に悩むこともまれでない。また、家庭保育所を営む保育ママも、保育問題を話し合うための相互交流の場を必要としている。開放型就学前学校は、このような状況に対処するために設けられており、コムニーンから派遣されるベテランの保育スタッフから育児指導やアドバイスを受けながら、親や子どもが交流する場を与えていた。

就学前学校とならんて保育サービスの柱となっているのが、「余暇センター（スウェーデン語で *fritidshem*）」と呼ばれる学童保育所である。これは、就学している児童を対象に、学校の休暇中も含め、1 日のうち学校の授業のない時間について保育を行うものである。余暇センターは、通常午前 6 時半から午後 7 時頃まで開かれており、1 クラス 20 ~ 40 人で構成され、数名の余暇指導スタッフが配置されている。

スウェーデンの保育サービスの特徴の 1 つは、家庭保育所 (*familjedaghem*) の制度である。この制度は、各コムニーンが 1 ~ 12 歳の児童を対象に、家庭保育を行う保育ママを雇用し、その経費の一部を補助するものである。1982 年の社会サービス法により、保育ママも就学前学校スタッフに準ずるものとして位置付けられ、その多くはコムニーンの職員となり、法的協定による給与が保育児童数と保育時間によって支払われ、雇用条件も定められている。また、家庭保育所は学童も預かるという点で、余暇センター活動の一環としても位置づけられている。家庭保育所の保育グループ規模は、4 ~ 6 人が標準である。

以上のようなサービスに対する保育料は、保育所と余暇センターは有料であり、開放型就学前学校と時間制グループに通う 6 歳児（4. 5 歳児はこの限りにあらず）は無料である。保育料には、コムニーンによってかなりな差があるが、通常は親の収入を基礎に算出される。また、兄姉が保育所に通っていれば保育料が軽減される「兄弟割引 (*sibling discount*)」制度のあるコムニーンも多い。

#### (4) 家族政策の効果

政策の効果を正確に測定することは難しいが、ここでは、主な家族政策サービスの利用状況を概観することで、直接的政策効果を検討する。また、政策的対応と女性の就業や出生率の関係についてもふれる。

まず、親保険のなかの出産に伴う親手当の利用状況についてみると、1978 年に、有給休業期間が 7 力月から 11 力月に延長されたことに伴い、受給者総数はそれ以前

の年間約 15 万人から 40 万人以上に急増した。その後拡充が実施された 1980 年と 1989 年には、受給者数は目立った変化を見せなかったが、1995 年に所得保障割合が削減されて以降は減少傾向にある。また、親手当の受給延べ日数は、支給期間の延長と所得保障割合の増加にしたがい増加傾向にあったが、所得保障割合の引き下げが実施された 1990 年代半ば以降、大きく落ち込んでいる。したがって、初期には、親手当が拡充されたことで受給者数および受給日数は増加した一方、近年は手当の削減に伴い受給は顕著に低下しており、利用状況全体からみて、政策の影響力は、その方向性の如何にかかわらず強いといえる。

しかし、親保険のもう一つの政策目標である出産・育児への男女平等参画については、父親の親手当受給割合から見る限り、その政策効果は一様でない。政策が拡充され、また 1995 年に少なくとも一ヶ月の父親の休業が義務付けられると、その度に受給者における父親割合は増加し、1997 年現在 3 割を超えている。しかし、その一方で、受給日数における父親割合にはあまり変化は見られず、1990 年代に入り約 10 % で推移している。これは、父親の親手当受給期間は母親のそれよりも平均してずっと短いことを意味し、政策的努力にもかかわらず、乳児の世話は、いぜんそのほとんどが母親によって担われていることを示している。例外は 10 日間の出産後特別休暇で、これは父親の 9 割以上が取得している。

親保険のもうひとつの柱である臨時児童看護手当については、政策の拡充や縮小よりも、むしろ経済の好不況の影響が大きいようである。1980 年の保障期間の大幅延長を機に、臨時児童看護手当の受給者数・受給日数はともに増加したが、経済不況を反映してか、1992 年以降これらは低下傾向にある。出産に伴う親手当と比較して、臨時児童看護手当は父親の受給割合がはるかに高く、創設以来ずっと受給者の約 4 ~ 5 割が父親であったが、1990 年代半ば以降、これも減少傾向にある。また、受給日数における父親割合の低下傾向はさらに顕著で、1980 年以降の大幅な拡充にもかかわらず、父親受給日数割合はほとんど変化しなかった一方、1992 年以降の経済不況を機に、割合はかなり低下している。

次に、児童手当の利用状況についてみると、児童手当の受給児童数には、1970 年代半ば以降あまり大きな変化は見られないが、手当の支出総額は、児童手当基礎額の引き上げおよび削減が実施されるたびに、それに伴って大きく変化している。1997 年度の児童手当受給児童数は約 176 万人、支出総額はおよそ 144 億クローネである。

児童 1 人あたり年 9,000 クローネという 1999 年現在の児童手当基礎額は、両親がフルタイムで働く家庭が負担する平均保育料のほぼ半分に相当する額であり、この手当が子どもの養育費に占める割合は大きい。具体的に、児童手当が養育費全体にどれほどの割合を占めるかは、児童の年齢や数によって異なるが、養育費全体の約 25 ~ 50 % に相当すると推計されている。児童手当はまた、家庭単位の需要を喚起することで、景気刺激策の一環として、経済政策における重要な要素とみなされている。

次に、保育サービスの利用状況に目を向けると、1970年代以降、スウェーデンの保育サービスの供給は急速に拡大し、それに伴って公的保育サービスの利用児童数も順調に増加した。なかでも、学齢前児童を対象とする保育所と学童保育所である余暇センターの在籍児童数の増加はいちじるしく、1990年代半ばには、7歳未満の児童の約4割が保育所に、学童の約3割が余暇センターに在籍している。一方、幼稚園である時間制グループの在籍児童数は、1970年代半ば以降減り続けており、家庭保育所の児童数も、1988～89年を境に減少している。

このような保育サービスの供給と利用者数の増加にもかかわらず、保育サービスへの需要は供給をつねに上回っている。1982～92年の10年間で、保育所在籍児童数はほぼ倍増し、家庭保育所在籍者数も若干増加した結果、入所待ち児童数は大きく減少した。それでも、1992年時点で、保育サービスを受けたいと希望する児童の約14%が、保育所および家庭保育所への入所待ちをしていることが報告されている。1980年代後半から1990年代初頭の出生率の急増による保育サービス需要の増大は、1999年現在も続いている、入所待ち児童数はむしろ増加傾向にあると思われる。

以上のような政策サービスの利用状況に見られる直接的効果のみならず、家族政策がスウェーデン社会・人口に与えた影響は大きい。まず、仕事と家庭の両立という家族政策の目標から、女性の就業との関係をみると、スウェーデン女性の労働力率は、1960年代から1990年代前半まで大きく増加したが、同時に7歳未満の子どもをもつ母親の労働力率はそれ以上の速度で増加した。その結果、1997年時点で、女性の労働力率は75%と男性の79%と比べて遜色ない水準となり、また7歳未満の子どもをもつ母親の労働力率は79%（但し、このうち約2割は休業中）で、女性全体の労働力率より高くなっている。世話を必要とする幼い子どもをもつ母親の多くが労働市場に参加する背景には、親保険による有給育児休業制度と充実した保育サービスがあると考えられ、また同時に、高水準の女性就労による政策的対応への強い要求に応えて、手厚い家族政策サービスが実施されていると考えることもできる。

また、スウェーデンの出生率は、1980年代半ば以降1990年代初頭まで、それまでの低下傾向から、急速な増加に転じたが、この出生率の反騰の主な要因も、出産・育児と女性の家庭外就労の両立をめざした家族政策の効果にあるとの見方が一般的である。

#### [参考文献]

国立社会保障研究所 1991年『スウェーデンの社会保障』東京大学出版会。

津谷典子 1996年「スウェーデンにおける出生率変化と家族政策」（阿藤誠編『先進

諸国の人団問題』東京大学出版会)。

津谷典子 1997 年 「スウェーデンの家族政策」(阿藤誠・兼清弘之編『人口変動と家族』大明堂)。

日本労働研究機構 1998 年『諸外国における男性の育児参加に関する研究』JIL資料シリーズ No. 81。

丸尾直美・塩野谷祐一(編) 1999 年『先進諸国の社会保障 5 スウェーデン』東京大学出版会。

Hoem, Britta and Jan M. Hoem, 1996, "Sweden's Family Policies and Roller-coaster Fertility," *Jinko Mondai Kenkyu*, Vol.52, No.3-4.

Inter-Ministerial Committee on Children, 1996, *Danish Children in Numbers*, Copenhagen, The Inter-Ministerial Committee on Children.

Knudsen, Lisbeth B., 1999, "Recent Fertility Trends in Denmark - A Discussion of the Impact of Family Policy in a Period with Increasing Fertility," *Research Report* 11, Danish Center for Demographic Research, Odense University.

Ministry of Social Affairs, 1997, *Social Policy in Denmark 1997*, Copenhagen, Ministry of Social Affairs.

National Social Insurance Board, 1998, *Social Insurance Facts 1998*, Stockholm, National Social Insurance Board.

Sundstrom, Marianne and Frank Stafford, 1992, "Female Labor Force Participation, Fertility and Public Policy in Sweden," *European Journal of Population*, Vol.8, No.3.

Nordic Social Statistical Committee, 1998, *Social Protection in the Nordic Countries 1996*, Copenhagen, Nordic Social-Statistical Committee.

Swedish Institute, 1996, "Child Care," *Fact Sheets on Sweden* (August).

表1. 北欧4カ国における女性の年齢別出生率の推移：1960～96年

年次	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	TFR
<b>スウェーデン</b>								
1960	17	129	137	83	39	12	1	2.17
1965	26	141	154	89	39	10	1	2.39
1970	34	121	127	69	28	6	0	1.94
1975	29	115	123	64	21	4	0	1.78
1980	16	96	124	71	25	4	0	1.68
1985	11	82	132	86	30	6	0	1.73
1990	14	99	156	110	41	7	0	2.14
1995	8	59	116	92	39	7	0	1.61
<b>デンマーク</b>								
1966	52	178	162	88	36	8	1	2.62
1970	32	130	131	66	25	5	0	1.95
1975	27	137	137	62	18	3	0	1.92
1980	17	102	118	55	16	2	0	1.55
1985	9	77	118	64	18	3	0	1.45
1990	9	71	135	87	27	4	0	1.67
1995	8	62	139	109	39	5	0	1.81
<b>ノルウェー</b>								
1967	42	178	168	103	52	15	1	2.80
1970	45	167	147	87	41	11	1	2.24
1975	40	135	129	64	24	5	0	1.98
1980	25	108	122	63	22	4	0	1.72
1985	18	94	126	71	23	4	0	1.68
1990	17	93	145	95	32	5	0	1.94
1995	14	75	136	107	41	7	0	1.90
<b>フィンランド</b>								
1966	35	138	137	89	47	17	2	2.32
1970	32	119	109	65	31	9	1	1.83
1975	28	106	114	60	25	6	0	1.69
1980	19	92	115	68	27	6	0	1.63
1985	12	97	143	79	30	7	0	1.64
1990	12	72	133	94	37	8	0	1.78
1995	10	66	130	105	42	8	0	1.81

資料：United Nations, Demographic Yearbook; Statistics Sweden (2000)  
 Statistical Yearbook of Sweden 2000; Danmarks Statistik (1998)  
 Statistisk Aarebog 1998.

注：女子1,000人当たりの率。

表2. 第一子、第二子、第三子出生時における母親の平均年齢：  
スウェーデンとデンマーク、1970～1991年

年次	第一子	第二子	第三子
<b>スウェーデン</b>			
1974	24.4	27.3	29.8
1977	24.9	27.7	30.5
1980	25.5	28.3	31.0
1983	25.9	28.6	31.3
1986	26.1	28.9	31.5
1989	26.2	28.9	31.6
1991	26.5	28.9	31.5
1994	27.2	29.3	31.5
1997	27.7	30.0	31.9
<b>デンマーク</b>			
1970	23.4	26.0	28.6
1977	24.1	27.3	30.2
1983	25.2	28.1	31.0
1991	26.8	29.2	31.8

資料：Statistiska centralbyran (1992) Befolkningsstatistik  
 1991, Del.4. Stockholm: Statistics Sweden; \_\_\_\_\_ (1998)  
 Befolkningsstatistik 1997, Del.4. Stockholm: Statistics Sweden;  
 Knudsen, Lisbeth B. Fertility Trends in Denmark in the 1980s.  
 Copenhagen: Danmarks Statistik.

表3. 北欧4カ国における婚外子割合(%)の推移：  
1966～97年

年次	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド*
1960	11.3	7.8	3.7	4.0
1965	14.6	10.2	4.9	4.8
1970	18.4	11.0	6.9	5.8
1975	32.4	21.7	10.3	10.1
1980	39.7	33.2	14.5	13.1
1985	46.4	43.0	25.8	16.4
1986	48.4	43.9	27.9	18.0
1987	49.9	44.5	30.9	19.2
1988	50.9	44.7	33.7	20.6
1989	51.8	46.1	36.4	23.0
1990	47.0	46.4	38.5	25.2
1991	48.2	46.5	40.9	27.4
1992	49.5	46.4	42.9	28.9
1993	50.4	46.8	44.4	30.3
1994	51.6	46.9	45.9	31.3
1995	53.0	46.5	47.6	33.1
1996	53.9	46.3	48.3	35.4
1997	54.1	45.1		

資料：United Nations, Demographic Yearbook; Statistiska centralbyran (1992) Befolkningsstatistik 1991, Del.4.;  
 (1998) Befolkningsstatistik 1997, Del.4;  
 Danmarks Statistik (1999) Befolkingens bevaegelser 1997.

表4. 北欧4カ国の16~64歳人口における男女別労働力率と  
7歳未満の子をもつ女子の労働力率の推移：1960~98年

年次	男子	女子	7歳未満の子の母親
<b>スウェーデン</b>			
1963	93.2	54.0	37.9
1968	91.3	56.7	41.8
1973	89.9	63.9	53.8
1978	90.6	73.5	68.7
1983	90.2	80.6	82.0
1988	85.7	81.5	85.8
1990	86.6	82.3	86.9
1993	80.9	77.2	
1996	80.0	75.6	78.4
1998	79.0	73.9	78.0
<b>デンマーク</b>			
1960	99.5	43.5	
1968	93.5	56.4	
1974	89.9	63.2	
1987	88.2	76.8	
1990	89.6	78.5	
1993	86.9	78.3	
1996	85.1	74.1	
<b>ノルウェー</b>			
1960	92.2	36.3	
1965	89.2	37.7	
1974	86.7	50.0	
1987	87.9	72.3	
1990	84.5	71.2	
1993	82.0	70.8	
1996	84.5	74.1	
<b>フィンランド</b>			
1960	91.4	65.6	
1968	84.4	60.1	
1974	80.4	65.5	
1987	81.4	72.9	
1990	80.6	72.9	
1993	77.6	70.0	
1996	77.2	70.3	

資料: Statistiska centralbyran, Statistisk arsbok for Sverige (Statistical Yearbook of Sweden); Organisation for Economic Co-operation and Development (1999) OECD Historical Statistics 1960-1997.

表5. 北欧4カ国における出産可能年齢の女性の年齢別労働率の推移：  
1960～95年

年次	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49
<b>スウェーデン</b>							
1960	47*	57	42	35	35	36	37
1965	41	56	45	41	46	49	49
1970	30	56	55	53	59	63	63
1975	47*	66	64	65	71	75	75
1980	29	71	74	75	79	83	83
1985	20#	78	83	84	86	88	88
1990	41	80	87	90	92	94	93
1997	26	60	77	81	86	88	88
<b>デンマーク</b>							
1960	67	59	39	34	36	38	38
1965	61	62	46	43	45	48	58
1970	48	68	59	55	57	57	55
1975	29	74	74	71	71	70	66
1981	45	86	87	85	83	81	76
1985	50	86	90	90	89	87	83
1991	64	82	85	90	91	91	87
1997	70	78	81	86	87	88	84
<b>ノルウェー</b>							
1960	43	48	26	19	18	20	22
1970	38	52	34	32	34	32	34
1980	36	65	62	69	74	78	79
1990	35	68	75	78	81	82	82
1995	32	68	77	82	85	85	85
<b>フィンランド</b>							
1960	46	60	59	58	62	61	60
1970	39	64	71	71	75	75	71
1976	23	58	70	-----	75 -----	70	
1980	16	61	74	77	82	83	80
1985	24	63	81	85	87	89	87
1993	26	60	76	81	86	90	89
1997	30	60	76	81	87	89	90

資料：ILO, Yearbook of Labour Statistics; ILO (1997) Economically Active Population 1950-2010; Statistics Sweden (2000) Statistical Yearbook of Sweden 2000; Danmarks Statistik (1998) Statistisk Aarebog 1998.

注：女子1,000人当たりの率。\*--16～19歳の率。#--10～19歳の率。

表 6. 就業者とフルタイム就業者に占める女子割合および女子就業者におけるパートタイマー割合の推移：北欧4カ国 1963～90年

年次	女子比率 (%)		女子就業者の パートタイマー割合
	全就業者	パートタイマー	
<b>スウェーデン</b>			
1970	39.9	89.8	39.3
1975	42.7	90.2	40.9
1976	43.2	90.0	42.2
1978	44.6	88.3	45.2
1980	45.6	86.7	46.0
1983	46.8	86.3	45.4
1986	47.9	84.5	45.6
1988	48.1	85.2	43.2
<b>デンマーク</b>			
1979		86.9	
1983		84.7	
1993		74.9	
<b>ノルウェー</b>			
1982	41.4	77.3	48.8
1984	42.6	77.3	47.8
1987	44.1	77.6	45.1
<b>フィンランド</b>			
1976	46.5	73.3	10.4
1978	47.1	75.9	10.0
1980	46.7	74.8	10.7
1982	47.5	72.0	11.6
1984	47.7	71.6	12.5
1987	48.0	68.6	11.4

資料：OECD, Labour Force Statistics; Sveriges officiella statistik, Statistik arsbok Sverige; ILO (1989) Conditions of Work Digest Vol.8 No.1 Part-time Work.

注：1) フィンランドを除く3国では、パートタイマーとは通常の労働時間が週35時間未満の者をさす。フィンランドでは週30時間未満の者をさす。

表7. 男女別週平均就業時間と家庭内労働時間および家庭内労働における男性の分担割合：北欧諸国と他の主要国

国名	就業時間		家庭内労働		男性の分担(%)		
	女性	男性	女性	男性	家事	育児	全体
スウェーデン 1990/91	27.3	41.1	33.2	20.2	39	28	38
デンマーク 1987	21.8	35.0	22.5	11.2	34	36	33
ノルウェー 1972	14.4	40.0	37.2	6.9	15	21	15
1980-81	17.1	34.2	29.8	9.2	22	30	24
1990	19.3	30.8	30.6	18.3	39	29	38
フィンランド 1979	21.8	30.0	25.6	11.7	32	23	31
1987	23.1	31.7	24.4	12.6	35	25	34
日本							
1976	23.5	42.4	23.1	0.9	4	--	4
1981	22.3	42.5	23.7	0.9	4	--	4
1986	21.2	41.8	24.3	1.3	5	6	5
1991	19.5	40.8	27.1	2.8	9	12	9
イタリア 1988/89	10.6	27.9	32.8	7.6	19	25	19
スペイン 1991	11.4	29.4	52.4	11.2	19	13	18
アメリカ合衆国							
1965	18.7	48.3	37.8	10.0	21	18	21
1975	16.7	37.6	32.0	10.9	26	23	25
1986	24.5	41.3	31.9	18.1	36	28	36
カナダ							
1971	18.8	41.2	35.7	10.4	23	19	23
1986	17.5	32.9	28.9	13.5	33	25	32
1992	18.5	31.5	28.9	15.6	36	30	35
オーストラリア							
1987	16.9	35.5	33.0	15.3	34	22	34
1992	14.7	31.4	34.0	17.5	36	22	36

資料：United Nations (1991) The World's Women 1970-90; \_\_\_\_\_ (1995) The World's Women 1995.

表8. 子どもの有無および年齢からみたスウェーデン男女の一週間の就労  
および家事・育児労働平均時間数：1984年

労働の種類	子ども なし	一番下の子の年齢			
		0-2	3-6	7-12	13-17
<b>男性</b>					
就労	22.9	31.7	34.4	38.4	40.3
家事	7.1	8.2	6.9	6.7	6.4
家屋・庭の修理営繕	5.1	4.9	5.9	5.7	5.2
育児・子育て	0.3	8.2	5.6	1.9	0.4
<b>女性</b>					
就労	15.8	11.8	20.9	22.1	25.5
家事	19.3	21.5	19.0	23.1	21.4
家屋・庭の修理営繕	2.2	0.5	1.2	1.2	1.7
育児・子育て	0.6	13.4	10.6	4.1	0.6

資料出所：L. Flood and A. Klevmarken, "Arbete och fritid. Svenska hushålls tidsahvändning 1984 (Work and Leisure: Time Use of Swedish Households 1984)," in A. Klevmarken et al. (eds), Tid och rad. Om hushållens ekonomi, Industrial Institute for Economic and Social Research (1990).

注：16～64歳の男女人口を対象として算出された値。

表9. スウェーデンの家族（児童家庭）政策一覧

社会保険

1. 親保険 (parental insurance)
  - a) 出産に伴う親手当 (parental benefit in connection with childbirth)
  - b) 次子出産資格期間 (eligibility interval)
  - c) 臨時児童看護手当 (parental benefit for temporary care of children)
  - d) 出産後父親特別休暇 (ten-day benefit, "daddy-days")
2. 妊娠手当 (maternity benefit)
3. 児童年金 (children's pension)

各種手当

1. 児童手当 (child allowance, child allowance supplement)
2. 延長・奨学手当 (extended child allowance or study assistance)
3. 先払い養育手当 (養育費立替金) (maintenance advance)
4. 住宅手当 (municipal housing allowance)

児童・母子福祉

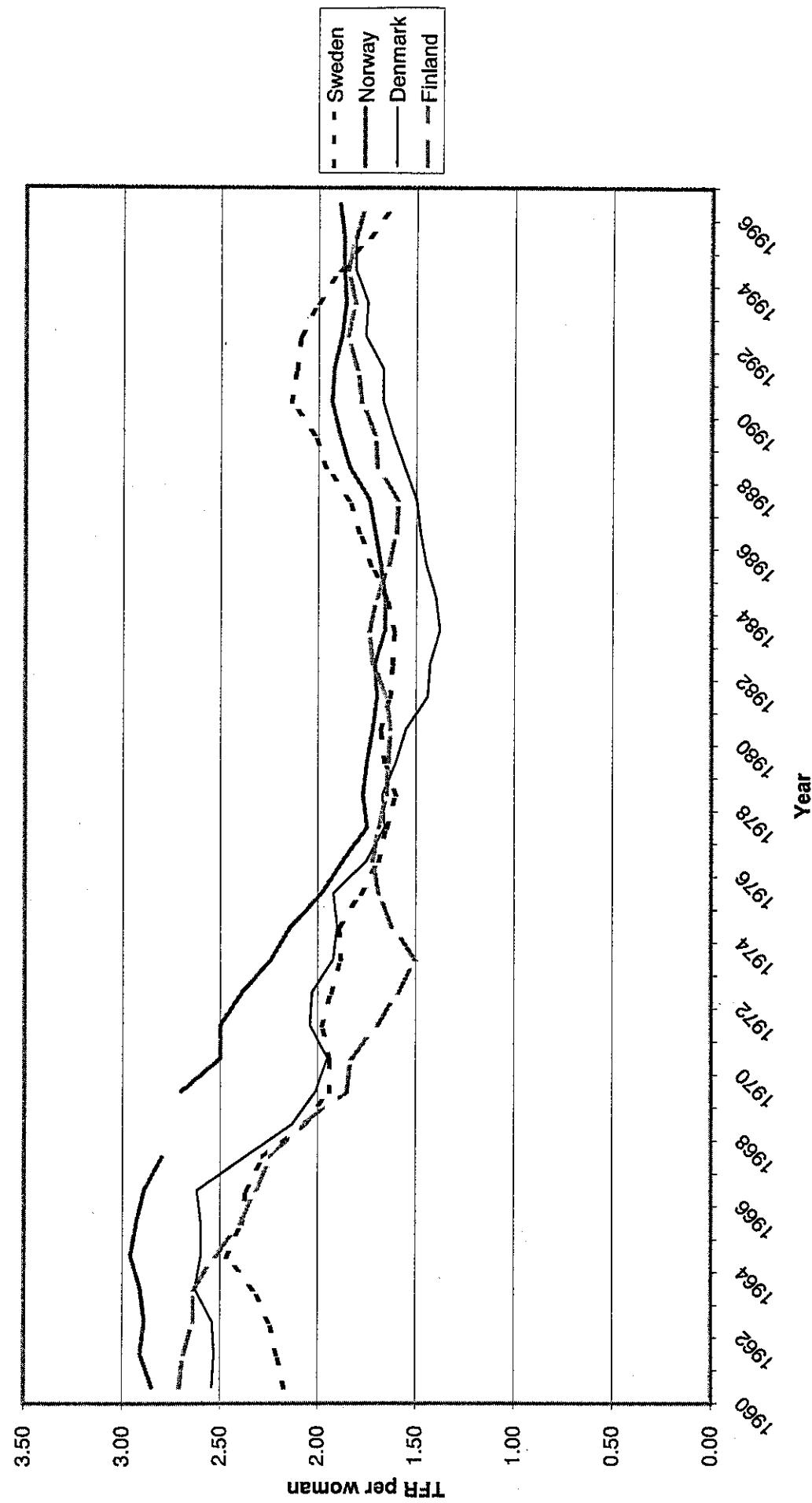
1. 保育サービス (child care)
2. 妊娠・出産ケア (medical care for family planning & childbirth)

表10. スウェーデンの保育サービスの種類と内容

保育の種類	児童年齢	保育時間	クラス規模	保育スタッフ数
<b>就学前学校</b>				
a) 保育所	0-6	6:30-18:00, 月-金	15-24人	3人
b) 時間制グループ(幼稚園)	4-6	学期中毎日3時間	20人	2人
c) 開放型就学前学校	0-6	週2・3回数時間	(定数なし)	1人
学童保育所(余暇センター)	6・7-12	6:30-18:30, 月-金	20-40人	2人
家庭保育所(保育ママ)	0-12	(状況に応じ適宜)	自子含め4-6人	1人

資料: Swedish Institute, Fact Sheets on Sweden: Child Care in Sweden (1996).

### Changes in TFR: 4 Nordic Countries 1960-1996



## 付録1： 1999年度の現地訪問調査と今後の計画

2000年3月17日～22日の5日間、デンマークとスウェーデンを訪問し、現地の研究者との打ち合わせ、研究機関や中央統計局の訪問、および資料収集を行った。この訪問の主要目的は、来年度スウェーデンとデンマークについて、国際比較のための国別データを構成する項目について、コムューン単位のデータ・ベース構築を両国の中央統計局に委託するための準備調査・打ち合わせをすることにあった。

3月18日には、デンマークのオーデンセ大学人口研究センター(Danish Center for Demographic Research)の主任研究員 Lisbeth Knudssen 氏と会い、同国の出生率の動向および家族政策の変遷について話し合った。デンマーク訪問の時期が週末であったため、中央統計局を訪問することができなかつたが、同氏を通じて、コムューン単位の人口・家族データ・ベース構築を、デンマーク中央統計局に申し入れることになった。同氏は、数年前のオーデンセ大学への移籍以前は、中央統計局の人口・家族関係統計部の責任者であり、現在も同統計局の客員研究者である。委託事業のスムースかつ効率の良い進行を考えると、デンマークについては、Knudssen 氏を counter-part として委託研究を進めることができ適切であろう。また、同氏から "Recent Fertility Trends in Denmark - A Discussion of the Impact of Family Policy in a Period with Increasing Fertility" と題された英語論文 (Danish Center for Demographic Research ワーキング・ペーパー, November 1999, 27 pages) を提供された。この論文の内容を日本語で要約し、来年度の報告書に付け加える予定である。

3月20日には(3月19日は移動日)、スウェーデン中央統計局を訪問し、人口データ部門の直接の担当者である Aake Nilsson 氏と、保育政策統計の担当者である Elisabeth Langren-Moeller 氏に会つた。両氏は、本報告書の冒頭でのべた来年度の共同研究のスウェーデン側の counterpart である Britta Hoem 氏(人口・福祉統計課、Demographic Analysis and Gender Equality プログラム部長)のスタッフである。

この打ち合わせでは、特にコムューン単位の人口・就業・家族データ・ベース構築の委託事業について話し合い、協力の同意と研究経費の見積もりをできる限り早く提出してもらうことで同意した。また、両氏から、スウェーデンの人口統計の成り立ちと内容、および家族政策の実施と利用状況についての調査に関する具体的かつ詳細な説明を聞くことができた。(なお研究協力者の Britta Hoem 氏は海外出張のため留守であったが、彼女の手配により両氏との面会・話し合いが可能になつた。) その話し合いの結果は、Britta Hoem 氏から研究データ構築の可能性とデータの規模・カバレージについての説明、およびそのための研究費の見積もりという形で、5月2日付で正式な文書が送られてきたので、それをここに添付する。

翌3月21日には、午前中にストックホルム大学の人口研究プログラムの助教授で

ある Eva Bernhardt 氏と会い、スウェーデンの家族とジェンダー関係について話し合いを行った。同氏は一昨年スウェーデンの家族と仕事に関する調査を中央統計局の協力を得て実施しており、その調査には北欧分担者（津谷）が調査担当をつとめた 1994 年の日本の『現代家族に関する全国調査』と同じ調査項目が含まれており、将来の共同比較研究の可能性について打診を受けた。同日午後には、JETRO スウェーデン事務所の主任研究員である三瓶恵子氏に会い、スウェーデン政府の家族政策の今後の指針と展望について日本語のレポートを依頼した。このレポートは、本報告書の付録 2 として示されている。